

8月14日の午後、紅葉坂教会には立ち見の聴衆が出るほど、神奈川教区社会委員会主催の平和集会には多くの方々が参加されました。それは講師が木村草太氏だったからだけではないと思いますが、私自身は是非ともご本人を見てみたいというミーハー的な興味もあり、腰が痛いという夫に無理やり一緒に行ってもらって、お話を聞きました。



憲法学者の木村氏は写真やTVで見る通り、冷静で淡々とした印象で、鋭く切り込む、学究でした。ヘアスタイルが今風のツーブロック・スーパー・ベリーショート(?)でした。

今回は「憲法を読み、使う」というタイトルで、身近な事例から、憲法違反が横行している現状を打破するために、憲法の条文をしっかりと読み、適用させていこうというスタンスでお話しされました。分かりやすいお話だと思いました。

まず、「なぜ憲法が必要なのか」から話されました。それは「権力によって人権が蹂躪され続けた過去から学んで、人間の尊厳を権力に守らせる」ために憲法が作られたことにあるのです。**98条に「この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅および国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」とあるように、安倍政権の集団的自衛権は9条に違反事態なのです。**

最も身近な例として、PTAは、任意加入団体であるはずだが、弱い立場にある人に強制力を働かせ、活動に参加できない場合に、嫌がらせ、いじめが起きている。また、最近、運動会の「組体操の事故」が問題になっていて、安全配慮義務を満たしていない組体操は教育的意義の有無を問わず違法である。等々、身近に人権問題があることを指摘されました。

私たちの憂慮している集団的自衛権の問題については、**13条「政府は、国内の安全(国民の生命、自由、幸福追求の権利)を保護する義務がある」**が、他国の安全まで干渉する義務はない。すべての国連加盟国は国連憲章の原則に従うのが妥当である。国連は基本的には平和主義の原則に立っている。他国による武力行使、侵略などある場合には、協議し、集団的自衛権を行使する。

今、最も心が痛み、苦しい問題の一つは、沖縄県民の民意を踏みにじっている「辺野古基地建築問題」だと思われます。普天間基地は危険な立地であり、アメリカ国民はアメリカ本土にそのような基地を許しているのでしょうか。人種差別が根本にある気がします。また、それを移設し、負担を軽減すると言っても、沖縄にとってどこが軽減されるでしょう？沖縄は長年にわたって、本土に住む我々、日本人によっても、冷酷な差別が続いているのです。これは私の個人的思いです。

法的根拠について「普天間飛行場のキャンプ・シュワブへの移設」は2006年小泉内閣が閣議決定していますが、木村氏は、地元の合意はもとより、国会での決議もなく、様々な点で違憲であることを説明されました。まず、**41条「国会が国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である」**はさすが、内閣にその権限を与えていること。次に**92条「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて法律でこれを定める」**はさすが日米地位協定による横暴、差別的な規定がなされていること。さらに、**95条「一の地方公共団体だけに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意をえなければ、国会は、これを制定することができない」**はさすが、明確な沖縄の民意を完全に無視して進められていることなど、憲法違反であると読み取れます。政府は日米安保条約による安全保障を頼りにして、憲法を踏みにじっています。私たちはしっかり憲法を読み、使って、人権、国民としての幸福を勝ち取らなければいけないと訴えられました。憲法の素晴らしさを感じました。守っていきたくて願っています。